

(2) 農村自治

その制度と主体

余田博通

首題について発表することになったが、実はこれから考えようと思つている段階であり、今日は資料紹介に終りそうである。御寛容を乞う。農村を「村落」と読みかえる。

昨年の夏は同じテーマで阪大の熊谷教授に発表をお願いして勉強した。その時も問題であつた明治二十一年の市制・町村制実施を境にして、村落の自治を検討しようと思つた。

私自身、村落の自治をどのように考えているか、まだ想を練つていない。当面一つの仮設として次の見解を借りておきたい。これは私の見解ではない。

村落の構造と機能について、川本彰氏は「ムラは機能を二つもつてゐる。つまり農民たちの生活と生産の実体は、人間と領土とそれから家畜をも含めまして農作物、この三つが村を構成してゐる実体でありまして、この実体を中心に機能を考えると、人間を保全する、領土を保全する、作物を保全するという三つの機能、これがムラの三保全機能だといえる。ムラがこの三つの保全を独立してやつてゐたんだということが言えるかと思ひます。」これは中国農試の工藤清光氏の見解でもあつたかと思ひます。機能を大雑把にこう考へて

おく。たゞ、この三つの機能は基本的には家の機能であると私は考へる。ムラは、各家々のこのような機能をはたすために集団化し、組織化し、一体となつて自主的・自律的に申合せをつくり、それを破る者には制裁の規約さえつくつてゐる。このような組織的運営には、当然ながら労力や費用を要し、ムラの財政を必然的随伴物とする。このような姿をムラの自治と考へておく。

このようなムラの自治があるならば、ムラは存在するし、ムラの自治がなければムラは消滅したと考へられるであろう。この点を明治二十一年前後について、ムラ側から検討したい。こゝ数年間、宝塚市史の仕事をし、その第三巻でムラの変化をメインテーマとして書く材料として、資料を掘り出してきたので、多少ムラの自治のことも考へてきた。

そこで、最初に明治の初めからの地方制度の変化について、行政村と自然村(ムラ)の変化について述べておく。その前に、とりあげる資料のムラの位置について述べる。宝塚市は西北にわかれ、その間に長尾山山系が東西に横わつてゐる。南部は武庫川の兩岸の平野、北部は山間村で明治二十二年成立の西谷村であり、この中の波豆および長谷部落の資料を主に使います。

明治四年四月戸籍法上の区が設けられて後明治二十一年までの試行錯誤の行政上の変化を述べるが、こゝでは省略する。但し、兵庫県の場合は大小区制を施行のとき、大区に相当する区をおき、小区をおかなかつた。従つて従来村はそのまま認められていた。

明治十一年三新法の時もそのままであつた。明治二十二年に町村

制が実施せられた時、北部では西谷村、南部では小浜村・長尾村・元村が成立し、それまでの村は行政村としては消滅した。しかし自然村は、若干の例外は別として基本的には残存した。

村は藩政下にあった頃から明治になっても行政の末端組織であり、その限りにおいて村には自治はなかつたのであり、この観点から自治を論ずることは、始めから無意味である。村の自治を論ずる場合は、当然ながら農家の組織としてムラについてでなければ意味はない。この点は行政上の変化の各時点につき検討する必要があるが省略する。

そこで自然村の自治を考える時、自然村の機能につき検討しなければならぬ。自然村の自治があるかないかは、上述の三つの機能が、自主的・自律的に行なわれているか否かの問題となる。

このように問題を立てて、ムラを検討することにした。まず人間保全の機能について考えると、明治六年の徴兵の実施である。これによりムラは構成員を一方的に奪われることになった。また衛生面は行政村が担当することになった。人間保全の機能は著るしく低下したと見てよいだろう。

自然村の機能を一般的に見る場合、書き残されたものとしては、村法とムラ寄合の記録である。文書以外のものとしては慣行に注目することが必要である。また行政村が行政上自然村をどのように扱ったかを検討することが必要である。これらによって三つの機能がどのように行なわれているか。領土保全については土木に関すること、作物保全については産業に関することについて検討すべきであ

ろう。

こういった点について資料を提供した。

宝塚市史第六卷（五四年十二月刊行予定）のうち、資料三一、三三、三五、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、九二、九三、九四、九五、九六、九七、一〇四、一〇五、などである。

検討の結果を述べないことは残念であるが、近く何らの形で発表する予定である。